

【目次】

○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	1
○	官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）	31
○	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）	33
○	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）	34
○	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）	35

改正案

現行

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条・第二条）

第二節 予算（第三条―第七条）

第三節 決算（第八条―第十条）

第四節 余裕金等の預託（第十一条・第十二条）

第五節 借入金等（第十三条―第十七条）

第六節 繰越し（第十八条）

第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条―第二十七条）

第二節 地震再保険特別会計（第二十八条―第三十七条）

第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条―第四十九条）

第四節 財政投融资特別会計（第五十条―第七十条）

第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条―第八十四条）

第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―第九十五条）

第七節 労働保険特別会計（第九十六条―第一百七条）

第八節 年金特別会計（第一百八条―第二百三十三条）

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条・第二条）

第二節 予算（第三条―第七条）

第三節 決算（第八条―第十条）

第四節 余裕金等の預託（第十一条・第十二条）

第五節 借入金等（第十三条―第十七条）

第六節 繰越し（第十八条）

第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条―第二十七条）

第二節 地震再保険特別会計（第二十八条―第三十七条）

第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条―第四十九条）

第四節 財政投融资特別会計（第五十条―第七十条）

第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条―第八十四条）

第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―第九十五条）

第七節 労働保険特別会計（第九十六条―第一百七条）

第八節 年金特別会計（第一百八条―第二百三十三条）

第九節 食料安定供給特別会計（第二百二十四条―第三百三十七条）

第十節 農業共済再保険特別会計（第三百八条―第一百四十九条）

第十一節 森林保険特別会計（第二百五十条―第一百五十七条）

第十二節 国有林野事業特別会計（第一百五十八条―第一百七十一条）

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第一百七十二条―第百

八十一条）

第十四節 貿易再保険特別会計（第八十二条―第九十二条）

第十五節 特許特別会計（第九十三条―第九十七条）

第十六節 社会資本整備事業特別会計（第九十八条―二百九条）

第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条―二百二十一条）

第十八節 東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条―第二百三十三

条）

第三章 雑則（第二百三十四条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計

第九節 食料安定供給特別会計（第二百二十四条―第三百三十七条）

第十節 農業共済再保険特別会計（第三百八条―第一百四十九条）

第十一節 森林保険特別会計（第二百五十条―第一百五十七条）

第十二節 国有林野事業特別会計（第一百五十八条―第一百七十一条）

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第一百七十二条―第百

八十一条）

第十四節 貿易再保険特別会計（第八十二条―第九十二条）

第十五節 特許特別会計（第九十三条―第九十七条）

第十六節 社会資本整備事業特別会計（第九十八条―二百九条）

第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条―二百二十一条）

第三章 雑則（第二百二十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計

- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十 農業共済再保険特別会計
- 十一 森林保険特別会計
- 十二 国有林野事業特別会計
- 十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
- 十四 貿易再保険特別会計
- 十五 特許特別会計
- 十六 社会資本整備事業特別会計
- 十七 自動車安全特別会計
- 十八 東日本大震災復興特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

(歳入及び歳出)

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十 農業共済再保険特別会計
- 十一 森林保険特別会計
- 十二 国有林野事業特別会計
- 十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
- 十四 貿易再保険特別会計
- 十五 特許特別会計
- 十六 社会資本整備事業特別会計
- 十七 自動車安全特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

(歳入及び歳出)

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる

航空機燃料税及び特別とん税の収入

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

二 (略)

第六節 エネルギー対策特別会計

(歳入及び歳出)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ 原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 借入金

ヘ 証券の発行収入金

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる

航空機燃料税及び特別とん税の収入

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

二 (略)

第六節 エネルギー対策特別会計

(歳入及び歳出)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ 原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 借入金

ホ 証券の発行収入金

- ト 機構法第五十九条第四項の規定による納付金
- チ 附属雑収入

二 (略)

第七節 労働保険特別会計

(歳入及び歳出)

第九十九条 (略)

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 徴収勘定からの繰入金
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
 - ニ 積立金からの受入金
 - ホ 雇用安定資金からの受入金
 - ヘ 積立金から生ずる収入
 - ト 雇用安定資金から生ずる収入
 - チ 一時借入金の借換えによる収入金
 - リ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条第三項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十七条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金
- 又| 附属雑収入

- ヘ 機構法第五十九条第四項の規定による納付金
- ト 附属雑収入

二 (略)

第七節 労働保険特別会計

(歳入及び歳出)

第九十九条 (略)

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 徴収勘定からの繰入金
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 積立金からの受入金
 - ニ 雇用安定資金からの受入金
 - ホ 積立金から生ずる収入
 - ヘ 雇用安定資金から生ずる収入
 - ト 一時借入金の借換えによる収入金
 - チ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条第三項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十七条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金
- リ| 附属雑収入

二 (略)

(国庫負担金の過不足の調整)

第五十五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れられるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補填するものとする。

第十二節 国有林野事業特別会計

(歳入及び歳出)

第六十二条 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

二 (略)

(国庫負担金の過不足の調整)

第五十五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

第十二節 国有林野事業特別会計

(歳入及び歳出)

第六十二条 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ホ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ヘ 第七十一条の規定に基づき受託した業務による収入

ト 借入金

チ 第六十九条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

リ 附属雑収入

二 (略)

第十六節 社会資本整備事業特別会計

(目的)

第九十八条 (略)

二六 (略)

七 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一七 (略)

八 一般会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。次号において同じ。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事）で国土交通大臣が施行するもの（次号に規定する東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事を除く。）並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行する

ニ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ホ 第七十一条の規定に基づき受託した業務による収入

ヘ 借入金

ト 第六十九条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 (略)

第十六節 社会資本整備事業特別会計

(目的)

第九十八条 (略)

二六 (略)

七 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一七 (略)

八 一般会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。次号において同じ。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事）で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。）の管理

ものをいう。以下この節において同じ。)の管理

八の二 東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事(港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事)で国土交通大臣が施行するものうち第二百二十二条第二項に規定する復興事業に係るもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。)の管理

九十九 (略)

(歳入及び歳出)

第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む)。

ニ 若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項(同法第九項において準用する場合を含む。)の規定による負担金で治水事業に係るもの

三 第九十八条第七項第四号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による負担金

九十九 (略)

(歳入及び歳出)

第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む)。

ニ 若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条第五項(同法第九項において準用する場合を含む。)の規定による負担金で治水事業に係るもの

三 第九十八条第七項第四号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による負担金

及び同法第二十四条第二項の規定による納付金

ホ| 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、特定多目的ダム法第七条第一項若しくは第九条第一項、砂防法第十六条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金及び第九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）第五条の規定による負担金

ヘ| 治水関係受託工事に係る納付金

ト| 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

チ| 附属雑収入

二 (略)

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ| 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若し

及び同法第二十四条第二項の規定による納付金

二| 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、特定多目的ダム法第七条第一項若しくは第九条第一項、砂防法第十六条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金及び第九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）第五条の規定による負担金

ホ| 治水関係受託工事に係る納付金

ト| 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

チ| 附属雑収入

二 (略)

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ| 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若し

金は
くは第三項又は沖縄振興特別措置法第六条第五項の規定による負担

二| 道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金

ホ| 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ヘ| 道路関係受託工事に係る納付金

ト| 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

チ| 道路整備事業に係る出資に対する配当金

リ| この勘定に所属する株式の処分による収入

ヌ| 附属雑収入

二 (略)

金は
くは第三項又は沖縄振興特別措置法第六条第五項の規定による負担

ハ| 道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金

二| 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ホ| 道路関係受託工事に係る納付金

ヘ| 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

ト| 道路整備事業に係る出資に対する配当金

チ| この勘定に所属する株式の処分による収入

リ| 附属雑収入

二 (略)

3 港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で港湾整備事業に係るもの

二 港湾関係受託工事に係る納付金

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

ヘ 附属雑収入

二 (略)

3 港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で港湾整備事業に係るもの

ハ 港湾関係受託工事に係る納付金

二 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

ホ 附属雑収入

二 (略)

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三条第一項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 借入金

ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条又は成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金

リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三条第一項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 借入金

ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条又は成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金

リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の

規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

又| この勘定に所属する株式の処分による収入

ル| 附属雑収入

二 (略)

5 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。

以下この節において同じ。）並びに第九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ロ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ハ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

一般会計所属港湾関係工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。

以下この節において同じ。）並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

リ| この勘定に所属する株式の処分による収入

又| 附属雑収入

二 (略)

5 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。

以下この節において同じ。）並びに第九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ロ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ハ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

一般会計所属港湾関係工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ニ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費にあつては、地方航空局の事務所に係るものに限る。以下この節において同じ。）

ホ 都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する諸費

ヘ 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用

ト 都市開発資金の貸付けに係る貸付金

チ 借入金の償還金及び利子

リ 一時借入金の利子

又 附属諸費

（他の勘定への繰入れ）

第二百四条（略）

2（略）

3 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱いに関する諸費、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、港湾勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

4・5（略）

第十八節 東日本大震災復興特別会計

（目的）

ニ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費にあつては、地方航空局の事務所に係るものに限る。以下この節において同じ。）

ホ 都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する諸費

ヘ 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用

ト 都市開発資金の貸付けに係る貸付金

チ 借入金の償還金及び利子

リ 一時借入金の利子

又 附属諸費

（他の勘定への繰入れ）

第二百四条（略）

2（略）

3 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱いに関する諸費並びに一般会計所属港湾関係工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、港湾勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

4・5（略）

第二百二十二条 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

（新設）

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

（管理）

第二百二十三条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（新設）

2 東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、復興に関する事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣が同会計全体の計算整理に関するものを行い、その他のものについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることができる。

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 復興特別所得税及び復興特別法人税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号。以下「復興財源確保法」という。)第六十九条第四項の規定により発行する公債の発行収入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、

(新設)

第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 復興事業に要する費用

ロ 各特別会計への繰入金

ハ 復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第二百二十九条第二項において同じ。）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ニ 復興債の発行及び償還に関する諸費

ホ 一時借入金の利子

ヘ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト 事務取扱費

チ 附属諸費

（歳入歳出予算計算書等の添付書類の特例）

第二百二十五条 第三条第二項第二号から第五号までの規定にかかわらず、

東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付

（新設）

することを要しない。

(歳入歳出予算の区分の特例)

第二百二十六条 第四条の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においてはその目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

(新設)

(一般会計からの繰入れの特例)

第二百二十七条 第六条の規定にかかわらず、復興施策に要する費用(第二百二十九条第一項において「復興費用」という。)及び復興財源確保法第七十二条第一項に規定する償還費用に充てるために必要がある場合には、復興財源確保法第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができる。

(新設)

(復興債の発行)

第二百二十八条 復興財源確保法第六十九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うものとする。

(新設)

(他の特別会計への繰入れ)

第二百二十九条 各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならない。

(新設)

らない。

2 復興債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（剰余金の処理の特例）

第二百三十条 東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

（新設）

（東日本大震災復興特別会計からの繰入金の過不足の調整）

第二百三十一条 各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による繰入金として受け入れる金額がある場合にあっては当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは翌々年度までに同会計に返還し、当該受け入れる金額がない場合にあっては翌々年度までに同会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに同会計から補填するものとする。

（新設）

（歳入歳出決定計算書の添付書類の特例）

第二百三十二条 第九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、東日

（新設）

本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

(一時借入金²の借換え)

第二百三十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから、一年内に償還しなければならない。

第三章 雑則

(政令への委任)

第二百三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四

(新設)

第三章 雑則

(政令への委任)

第二百二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四

項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第十九条第二項第一号リの規定の適用については、同号リ中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

(社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号へ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金

項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

(社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金

「とあるのは「交付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第一項又は附則第四十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三條第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」、第九十八條第七項第三号」とする。

3 37 (略)

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十條 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一號第二項及び第二百三條第二項の規定の適用については、第二百一號第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資

「とあるのは「交付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第一項又は附則第四十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三條第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」、第九十八條第七項第三号」とする。

3 37 (略)

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十條 (略)

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一號第二項及び第二百三條第二項の規定の適用については、第二百一號第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資

本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項、道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第二項又は附則第五十條第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に

本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ヘ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項、道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第二項又は附則第五十條第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に

関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。）」とする。

3
3
9
(略)

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

11
(略)

関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。）」とする。

3
3
9
(略)

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号へ中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

11
(略)

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 (略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号ヘの規定の適用については、同号ヘ中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 (略)

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号ヘの規定の適用については、同号ヘ中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金

」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同項第二号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4（8）（略）

（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同項第二号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。

4（8）（略）

（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

第五十三条 (略)

2 (略)

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定

第五十三条 (略)

2 (略)

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ヘ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三号、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定

に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。」とする。
4～8 (略)

(東日本大震災復興特別会計の歳入の特例)

第六十五条の二 第二百二十四条の規定によるほか、附則第二百三十一条第十三項の規定による国営土地改良事業経過勘定から東日本大震災復興特別会計への繰入金は、同会計の歳入とする。

(国営土地改良事業特別会計の設置の目的)

第六十一条 (略)

2 前項及び附則第七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。

一 土地改良工事（土地改良法により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。附則第六十三条から第七十二条までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

第二百三十一条 (略)

2 (略)

3 国営土地改良事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。」とする。
4～8 (略)

(新設)

(国営土地改良事業特別会計の設置の目的)

第六十一条 (略)

2 前項及び附則第七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。

一 土地改良工事（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。附則第六十三条から第七十二条までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）

二・三 (略)

第二百三十一条 (略)

2 (略)

3 国営土地改良事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息

ニ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金

ホ 土地改良関係受託工事に係る納付金
ヘ 借入金

ト 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付料

チ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 未完了借入事業の工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ロ 土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用

ホ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条

ロ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息

ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金

ニ 土地改良関係受託工事に係る納付金
ホ 借入金

ヘ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付料

ト 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 未完了借入事業の工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ロ 土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用

ホ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条

<p>第三項の規定による交付金</p> <p>へ 一般会計への繰入金</p> <p>ト 東日本大震災復興特別会計への繰入金</p> <p>チ 附属諸費</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 附則第六十五条、第六十六条及び第六十八条から第七十二条までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>12 第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第六項において準用する附則第七十二条の規定の適用については、同条第三項中「一般会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とする。</p> <p>13 土地改良工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息の額のうち、第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>第三項の規定による交付金</p> <p>へ 一般会計への繰入金</p> <p>ト 附属諸費</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 附則第六十五条、第六十六条及び第六十八条から第七十二条までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。</p> <p>7～11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（国土交通大臣の行う営繕等）</p> <p>第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。</p> <p>一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）</p> <p>二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）</p> <p>三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設</p> <p>イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ロ 特別会計（東日本大震災復興特別会計を除く。）に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p>	<p>（国土交通大臣の行う営繕等）</p> <p>第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。</p> <p>一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）</p> <p>二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）</p> <p>三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設</p> <p>イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ロ 特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p>

2

(略)

へ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの
四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

2

(略)

へ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの
四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

改正案	現行
<p>（資金からの支払及び組入）</p> <p>第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。</p> <p>2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計若しくは東日本大震災復興特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>	<p>（資金からの支払及び組入）</p> <p>第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。</p> <p>2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>

○ 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）（附則第十条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第九十八条第七項第十一号の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ホ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>附則 （外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第九十八条第七項第十一号の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）（附則第十一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （第二条の規定による改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>258（略）</p> <p>9 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる第二条による改正前の法第五十五条の八第一項の国の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百九十八条第七項第十三号の国の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ホ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「第五十五条の八第一項」とあるのは、「港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の港灣法第五十五条の八第一項」とする。</p>	<p>附 則 （第二条の規定による改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>258（略）</p> <p>9 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる第二条による改正前の法第五十五条の八第一項の国の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百九十八条第七項第十三号の国の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「第五十五条の八第一項」とあるのは、「港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の港灣法第五十五条の八第一項」とする。</p>